都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7年 10月 24日

千歳市長 横田



記

- 都市計画の種類
 千歳恵庭圏都市計画公園の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域 位置 千歳市根志越地区の一部 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所 千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画公園の変更 (千歳市決定)

都市計画公園 2・2・116号 あずさ8号公園ほか1公園を次のように追加する。

種 別	名	称	位 置	面 積	備考
	番 号	公園名			
街区公園	2 · 2 · 116	あずさ8号公園	千歳市根志越	約 0.13ha	広場、遊具、トイ
					レ、植栽
街区公園	2 • 2 • 117	あずさ9号公園	千歳市根志越	約 0.15ha	広場、遊具、トイ
					レ、植栽

[「]区域は計画図表示のとおり」

理 由

根志越第五地区及び第六地区の市街化区域編入に併せて、都市の健全な発展と公共の福祉の増進に資するため、当該地区における市街地の良好な環境整備を図り、街区公園を計画する。

都市計画変更に係る理由書

1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画公園の変更 (千歳市決定)

2. 都市計画変更内容

都市計画公園に次の公園を追加する。

名 称:2・2・116号 あずさ8号公園 名 称:2・2・117号 あずさ9号公園

3. 都市計画変更理由

本公園予定区域は、千歳市内の北西部に位置し、市街化区域編入後に実施される予定の根 志越第五地区及び第六地区における開発行為の区域内にあり、新市街地の形成が予定されて いる。

本公園予定地は平成18年に策定された「千歳市緑の基本計画」において当計画の基本理念に掲げた緑の将来像を効果的に実現させるための重点プロジェクトに位置付けしており、今後実施される開発行為との一体的な整備を図り、当地区の緑づくりの方針である「市街地を東西に結ぶ防災・レクリエーションネットワークの形成」を実現するとともに、市街地の良好な環境整備を図り、当該公園を都市計画公園として追加するものである。





